

**いま、町の人口は**  
(昭和47年4月1日現在)

男	12,392人
女	12,698人
計	25,090人
世帯数	6,892

# 広報みまべ

72.4  
**No. 90**

**田辺町役場**  
TEL 山城田辺  
07746-2-0271  
発行人 京都府田辺町  
企画広報課  
印刷所 奥田印刷 K K

## 5月1日からテレホンサービス開始



### 電話があなたと町を結ぶ

町の行事お知らせは ② 4444  
ご意見や苦情は ② 4343

電話で町の行事をお知らせしたり、ご意見や苦情もおききます。



あなたのご意見や連絡事項をおききする「留守番電話」を設置しました。

電話を通じての広報を實施するねらいは、数年前から住民のうごきも激しくなり、町役場との断絶が心配されてきました。こうしたところから、いままでの広報方法では十分でなく、さらに充実した広報方法を種々検討していま迅速さが望まれている現在、月一回発行の広報紙では、その機能を十分果たすことができません。そこで本町もすでに電話が自動化になり、今日では五十八・二パーセントと普及した電話の利用

して広報活動を行うことになりました。府下の市町では、はじめてのことであり、注目されています。その一つが「お知らせ」案内電話です。みなさんが電話で時報や天気予報を聞かれるときと同じ要領で、町の行事をきいてくださいます。住民検診や予防注射、ゴミ集めや税の納期などの町行事のお知らせを電話で簡単にできるよう、制度化したものです。この町のお知らせ案内電話は、三回線の新設です。毎日二十四時間からいつでも聞けていただきます。留守番電話も設置しています。これは、役場の執務時間以外、いわゆる平日の午後五時から翌朝の九時までの間や休日ダイヤルまで、町に設置している留守番電話につながり、録音テープが動いて、みなさんのご意見やご要望を承ります。

## 住民の声もりあがる

自動車の激増で町内の交通事情は年々悪化し、とくに本町の中心部である、田辺本町通りや新田辺駅前周辺は通行上、危険な状態にあります。そこで、このほど町内の各種団体の方々が起る「田辺町とすする住民組織の「田辺町主要地方道八幡・木津線、国道二十四号線及び国道三七号線バイパス道路等建設促進協議会」が結成されました。

そして、町を縦横断する幹線道路のバイパス建設を全町的な住民運動として展開し、早期実現をはかろうとするものです。協議会には

結成総会で会長に藤本菊松さん(町議会建設委員長)、副会長に西川貞次さん(田辺区長)、池永五郎さん(新田辺区長)、小西喜代吉さん(河原区長)、奥西治夫さん(多々羅区長)を選ばれました。

さらに協議会はずつぎの四つの専門委員会にわかれています。



協議会の結成総会風景

- 三・保田定男
- ◇国道二十四号線バイパス
- ◇国道建設促進専門委員会
- ◎委員長大崎新造(副委員長 長山村正一・田村智市)
- ◇国道三七号線バイパス
- ◇道路建設促進
- ◎委員長高村保広(副委員長 長尾富田 男)
- ◇府道東畑・井手線道路整備
- ◎委員長堀井昭(副委員長 長高尾貞幹 稲川富三)

## 田辺団地は植樹祭ひらく



苗木のあつせんは十回目



植樹祭で原田町長が記念植樹

いま、私たちの周囲から知らず知らずのうちに緑が失われていきます。そこで町では、四十二年秋から、毎年春秋二回に苗木のあつせんをし、約二千三百本の苗木の花が、町内に植えられたことになりました。

府営田辺団地自治会主催の植樹祭は三月十九日(日)午後一時から、五棟と十六棟前の広場で盛大に行われました。原田町長から片岡自治会長さんにかかわる大きな課題です。昭和四十四年八月、同和对策審議会は、全国六千部落实行をめぐり、四十四年七月に同和对策特別措置法が制定されました。この法律は十年の期限立法で、昭和五十三年までとなつています。この間に国や府、市町村が部落解放行政を推進し、社会的にも経済的にもみうけられる、それらの偏見をとり除く責務がこの法律は義務づけているのです。同和問題は、日本社会の歴史的發展の過程において形成され、身分階層構造にもとづく差別によって経済的にも社会的にも低い状態におかれてきました。そして現代、なおいじるしく基本的人権を侵害され、近代社会の原理として何人も保障されている住民の権利と自由が完全に保障されない重大な問題です。つまり、就職問題では、近代産業等の就職差別、経済状態からの教育機会均等の不完全、社会の民主化の大きな障害となつています。このように同和对策事業は、本町の同和对策事業は、同和对策特別措置法にもとづく自治体の責務としての事業を推進するものであり、自治体はもとより、同和地

## 説町の同和对策事業の推進

区のおかれている社会的現況を十分に理解し、国民的課題として、同和地区住民の解放への意識の向上とあわせ全住民が基本的人権を守って民主主義の正しい発展に努力しなければなりません。この本町の同和对策事業は、地方改善事業として、生活環境の整備をはかる地区内道路の舗装、下水排水路の整備や公営住宅として二十八戸の建設、児童館の建設などを計画しています。また地区産業の育成をはかるため、同和地区融資制度の利用あつせん、農業の近代化と合理化をめざす、かんがい排水路整備と農業機械の導入、農業倉庫の設置、消防施設の充実などをかかります。教育関係では、人間形成の重要な時期、すべての子供に教育をうける権利を保障し、経済的負担を軽くし学力的向上をうながして、「遊び」と「遊び」の場を充実するための事業を実施します。さらに三山木福祉会館の事業として、青年・婦人を対象にした社会教育の事業を推進するなど、この五十三年度までの間の特別措置法による諸事業を推進する方針です。

ことしの事業に要する予算は、約一億二千万円を計上し、国・府の補助事業として実施する考えです。どうか、同和問題を住民すべてが正しく理解し、古い偏見をとり除いて、真の民主主義、住民自治の確立を求め、ご理解をおねがいします。(町同和对策室から)

## 環境の整備や教育の充実などに取組む 事業費は約1億3千万円

同和問題は、憲法によって保障された基本的人権にかかわる大きな課題です。昭和四十四年八月、同和对策審議会は、全国六千部落实行をめぐり、四十四年七月に同和对策特別措置法が制定されました。この法律は十年の期限立法で、昭和五十三年までとなつています。この間に国や府、市町村が部落解放行政を推進し、社会的にも経済的にもみうけられる、それらの偏見をとり除く責務がこの法律は義務づけているのです。同和問題は、日本社会の歴史的發展の過程において形成され、身分階層構造にもとづく差別によって経済的にも社会的にも低い状態におかれてきました。そして現代、なおいじるしく基本的人権を侵害され、近代社会の原理として何人も保障されている住民の権利と自由が完全に保障されない重大な問題です。つまり、就職問題では、近代産業等の就職差別、経済状態からの教育機会均等の不完全、社会の民主化の大きな障害となつています。このように同和对策事業は、本町の同和对策事業は、同和对策特別措置法にもとづく自治体の責務としての事業を推進するものであり、自治体はもとより、同和地

# 農地の課税方式かわる

## 地方税法の改正

解説

### 市街化区域の農地は 宅地なみになる!

新都市計画法の施行にもなつて、市街化区域内の農地に対する税が、新しく宅地なみの課税をされることになりました。そこで、そのあらましを現行の固定資産税とあわせてお知らせすることにします。

農地に対する固定資産税は、いままでから評価額に比例して課税されてきた。このため、以前から市街地と農地との間にかなりの格差が生じていた。このため、以前から市街地と農地との間に格差が生じていた。このため、以前から市街地と農地との間に格差が生じていた。このため、以前から市街地と農地との間に格差が生じていた。

### (一) 農地をA・B・Cに分ける

市街化区域内の農地の評価額は、その農地の状況が類似する沿接の宅地の評価額を基準として、奥行(長さ)・形・道路条件等の状況を考慮し、またその農地を宅地として使用する場合には、通常必要と認められる造成費に相当する額を控除し、市街化区域内農地の評価額を算出する。

### (二) 課税の方法

A・B・Cに区分された農地は次のような方法で、A農地は比較的早く、B農地、C農地については、ゆとりと近隣の宅地とつりあいのとれた税額に近づけて行くこととなります。

### (三) 評価の方法

市街化区域内の農地の評価額は、その農地の状況が類似する沿接の宅地の評価額を基準として、奥行(長さ)・形・道路条件等の状況を考慮し、またその農地を宅地として使用する場合には、通常必要と認められる造成費に相当する額を控除し、市街化区域内農地の評価額を算出する。

農地に対する固定資産税は、いままでから評価額に比例して課税されてきた。このため、以前から市街地と農地との間に格差が生じていた。このため、以前から市街地と農地との間に格差が生じていた。このため、以前から市街地と農地との間に格差が生じていた。

農地区分	評価基準
A農地	①坪当りの新評価額が市街化区域内の宅地の平均評価額以上の農地 ②坪当りの新評価額が、5万円以上の農地
B農地	坪当りの新評価額が市街化区域内の宅地の平均評価額の1/2以上、平均評価額未満の農地
C農地	①坪当りの新評価額が市街化区域内の宅地の平均評価額の1/2未満の農地 ②坪当りの新評価額が1万円未満の農地

(注) 田辺町の市街化区域内の宅地の坪当り平均評価額は1万円以下のため、B農地はありません。

くわしいことは、田辺町役場税務課におたづねください。

(参考) 市街化区域内農地で大部分占めるものと思はれるA(エー) C(シー) 農地の1反当りの(992㎡)年度別固定資産税及び都市計画税は次のとおりとなります。

区分	税目	年度					
		昭46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度
A 農地	固定資産税	620	3,010	11,760	25,500	33,180	43,120
	都市計画税	90	150	460	780	780	780
	計	710	3,160	12,220	26,280	33,960	43,900
C 農地	固定資産税	620	620	620	620	620	1,240
	都市計画税	90	90	90	90	90	180
	計	710	710	710	710	710	1,420

評価額を求めます。新しく算定された市街化区域内の農地を各筆ごとにA・B・C農地に区分されます。

区分	A農地	B農地	C農地	年度
据え置き年度				46
	0.2			47
	0.2	0.6		48
	0.4	1.0		49
	0.7	1.0		50
	0.2	1.0	1.0	51
	0.4	1.0	1.0	52
	0.6	1.0	1.0	53
	0.8	1.0	1.0	54
	1.0	1.0	1.0	55

### 昼間里親制度を はじめて今年から

町では、はじめて乳幼児保育の一かたとして、ことしから町内で里親をつくり、「田辺町昼間里親制度」を実施します。これは、人口の急激な増加にもなつて増えている保育適令児に對して、幼雅園以上であることが望ましいとして、あつては、乳幼児保育の場として、冬期には、石油ストーブの貸与や灯油を支給します。またベビーベッドや乳母車、便器、歩行器、救急箱などの備品も必要に応じてお貸しします。そのほかの昼食やおやつ、おむつの洗濯、昼寝のふとんなどは、保護者が負担しなればなりません。手当は保育児一人につき、一万円をお支払いします。うち保護者負担は、一人につき五千円で、これは町が保護者から直接徴収をします。

木津川を美しくしましょう  
木津川は、わたくしたちのいのちです。清流をいつまでも美しく保つため、川にはゴミをすてないようにならねばなりません。

### ねたきり老人に医療費助成

町では、四十七年度から七十才以上および六十五才以上の居宅ねたきり老人(民生委員を通じ町で決定されている者)に医療費を助成することにしました。

この医療費の助成対象者は、①本町に一年以上住んでいて、②住民基本台帳および外国人登録簿に登録されている七十才以上および六十五才以上、③国民健康保険に加入している、④国民健康保険の被保険者であること、⑤社会保険各法の被扶養者であること、⑥助成の範囲です。

### 片町線の時刻かわる

3月15日から片町線の町内各駅の発車時刻が、つぎのように改正されています。

(上り) 木津・奈良方面			(下り) 長尾・大阪(京橋)方面		
大住発	田辺発	上田辺発	上田辺発	田辺発	大住発
6.40	6.50	6.54	5.53	5.58	6.02
7.12	7.22	7.26	6.38	6.44	6.48
7.45	7.48	7.53	7.10	7.16	7.20
8.41	8.45	8.50	8.08	8.12	8.16
9.58	10.02	10.06	9.29	9.33	9.37
11.21	11.25	11.29	10.55	10.59	11.03
13.30	13.34	13.39	12.58	13.03	13.07
14.55	14.59	15.03	14.28	14.33	14.36
16.17	16.21	16.26	15.51	15.56	16.00
17.45	17.54	17.58	17.12	17.16	17.20
18.23	18.27	18.31	17.48	17.52	17.56
19.12	19.16	19.20	18.47	18.51	18.55
20.36	20.40	20.44	20.10	20.14	20.18
21.52	21.56	22.00	21.25	21.30	21.34

### 春さきに多い山火事!!

春の火災予防運動期間中は、二月二十九日から三月十三日まで、たき火、ガスコンロの順となつて、月別の発生件数は三月から五月にかけての春先には山火事などが多く、とくにこの季節には防火を心がけてほしいものです。